

平成 22 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 クロニクル
代 表 者 名 代表取締役会長 天 野 裕
(JASDAQ・コード番号: 9822)
問い合わせ先 取締役管理本部長 久保田 峰夫
電 話 番 号 0 3 - 5 7 7 1 - 1 2 0 0 (代 表)

株式の併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 26 日開催の取締役会において、平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 31 期定時株主総会に株式の併合(10 株を 1 株に併合)及び単元株式数の変更(現行の 1,000 株から 100 株に変更)について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式の併合

1. 株式併合の目的

当社の株式併合(以下、「本株式併合」といいます。)の目的は、以下の 3 つに大別されます。

(1) 当社グループの黒字化目途による財務基盤及び投資環境の整備

本日付で別途開示しました「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」のとおり、本日開催の取締役会において、平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 31 期定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分の件」を付議することを決議いたしました。当社グループにおける事業の黒字化の目途が立ったことを機に、株主様への利益還元にかかる環境を整備するため、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づく資本金の額を減少と併せて会社法第 448 条第 1 項の規定に基づく資本準備金の額の減少を行い、それぞれについて「その他資本剰余金」に振替え、さらに「その他資本剰余金」の一部を会社法第 452 条の規定に基づき、繰越利益剰余金に計上されている当社の過年度の欠損金を填補するとともに、分配可能原資を創出することで、将来の業績回復後の配当に向けた準備及び自己株式の取得などの今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、株主様を含めた当社ステークホルダーへの適切な利益還元へ備え、かつ財務体質の強化を図ることといたします。

上記の付議議案が承認可決された場合、資本金及び資本準備金がそれぞれ減少するものの、発行済株式総数の変動は生じませんが、配当を行いやすい環境を整える観点から、できる限り株主様に対して不利益が生じない形で発行済株式総数を減らし適正な発行済株式総数とすることとし、今後の株式管理コスト(証券代行手数料など)を鑑みて 10 株につき 1 株の割合をもって株式の併合を行うことといたしました。

(2) 「売買単位の集約に向けた行動計画」の尊重

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社は、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場(以下、「大証 JASDAQ 市場」といいます。)に上場する企業として、全国証券取引所が目指している売買単位の集約を尊重し、当社株式の売買単位を現行の 1,000 株から 100 株に変更することを前提として、当該変更に伴う既存株主の皆様への不利益を最小限に留めつつ、今後の株式管理コスト(証券代行手数料など)及び当社の現状の投資単位の状況を勘案したうえで、当該変更と併せて、(3)の目的にかかる手段である当社株式の併合を行い現状の投資単位を維持することが適当と判断いたしました(当社株式の投資単位の状況は、「II.3.最近の投資単位の状況」をご参照下さい)。上記に加え、株券電子化によって株券提出や株券の印刷などが不要となったことなど、事務負担をはじめとする株式の併合及び単元株式数の変更にかかるコストも僅少であることから、これらを併せて行うことといたしました。

既存株主様の不利益とは、売買機会や保有機会の権利を逸失することと考えられ、単元株式数の変更と本株式併合を同時に行うことで、新たに単元未満株主様が生じることもなく、理論的には投資単位にも変更が生じないことから、売買機会につきましては本株式併合の前後で変更は生じません。しかしながら、当社株式を 10 株未満という形で保有している株主様(以下、「10 株未満株主様」といいます。)にとりましては、本株式併合により保有機会そのものが失われます。10 株未満株主様の数は 42 名で、その保有株式数は合計 45 株であり、平成 22 年 9 月 30 日現在の当社の株主総数 14,413 名に占める比率は 0.291%で、発行済株式総数 447,692,131 株に占める比率は 0.000%となります。

10 株未満株主様の人数及びその保有株式数が当社の株主総数及び発行済株式総数に占める比率がいずれも 1%未満であることから、市場に混乱を与える可能性や程度は極めて低いと考えておりますが、当社としては 10 株未満株主様を軽視するつもりは全くございません。従来どおり会社法に基づく単元未満株式の買取請求の機会を提供しつつ、最終的には金銭をお支払いする形を取ることになりますが、10 株未満株主様全員に対して、ご希望があれば個別にご説明する場を設けることも検討しております。

また、平成 22 年 9 月期における当社の株価平均は 3 円であり、これから当社の時価総額平均は 1,343,076,393 円であり、10 株未満株主様の保有株式数合計に基づく時価総額は 135 円であるため、その比率は 0.000%となっております。10 株未満株主様 1 名あたりの保有株式数は平均 1.071 株となるため、1 人あたり 3.213 円の保有機会を逸失するものであり、10 株未満株主様の経済状況は不明であるものの、絶対的な金額の低さから、与える影響も軽微であると考えられます。

つきましては、売買単位の集約への動きに則し単元株式数の変更を行うものの、同時に同じ比率で本株式併合も行うため、既存株主様の不利益を最小限に抑えられる手法であると考えており、市場における当社株式の流通などに与える影響は少ないものと認識しております。

本株式併合を含めた当社の財務基盤及び投資環境整備の実施可否につきましては、平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 31 期定時株主総会で株主の皆様のご判断に委ねることとなります。10 株未満株主様は、当該株主総会において議決権を行使できませんが、本株式併合を含めた当社の財務基盤及び投資環境整備は特定の株主様を優遇することや特定の株主様を排除することを目的として行うものではなく、将来の復配を見据えたものであることを、株主様には言葉を尽くした上でご理解頂きたいと考えたとともに、財務基盤及び投資環境整備実施及び当社グループの企業努力により、株主様や投資家のご期待に沿ったグループ経営を行いたいと考えております。

(3) 発行済株式総数の適正化

① 概要

当社の発行済株式総数は、大証 JASDAQ 市場の上場企業の平均上場株式数と比較して約 34.57 倍と多く、また、時価総額 1 億円当たりの株式数割合も大証 JASDAQ 市場の上場企業の状況と比較して 366.61 倍と高い割合となっております。本株式併合により当社の発行済株式総数の適正化が図られ、1 株当たりの諸指標(利益・配当など)や株価をよりわかりやすくすることで、当社の状況に対するご理解を深めていただくことが可能になるものと考えております。これにより、当社の株式が株式市場において一層適正に評価され、ひいては当社グループの企業イメージの向上に資するものになると存じます。

② 10株未満株主様の状況

本株式会社併合により当社株式の保有機会を逸失することとなる10株未満株主様は全て個人であり、その保有株式数は1株又は2株となっております。10株未満株主様の人数は42名で、その保有株式数は合計45株であり、平成22年9月30日現在の当社の株主総数14,413名に占める比率は0.291%及び発行済株式総数447,692,131株に占める比率は0.000%となります。

保有株式数	人数(名)
1株	39
2株	3
合計	42

また、10株未満株主様42名の株主登録日は平成18年8月23日から平成22年9月30日の直近4年間となっております。当該期間において当社の発行済株式総数が増えた事由はi.第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換、ii.第1回新株予約権の行使、iii.株式会社ビジネスアルファ24(旧商号:株式会社ビジネスアルファ)との株式交換の3つであり、これらi.乃至iii.の事由では、直接10株未満の株式を保有することとなる株主様は生じておりませんが、下記③10株未満株主様が生じた想定される事象に記載のとおり、複合的な要因で10株未満株主様が生じた想定されます。

株主登録時期※	株主登録人数(名)	保有株式数合計(株)	うち同一住所・同一姓
平成18年9月期	1	1	—
平成19年9月期	9	10	—
平成20年9月期	10	11	1組(3名)
平成21年9月期	8	9	—
平成22年9月期	14	14	2組(4名+2名)
合計	42	45	3組(9名)

※ 平成18年9月期の場合は平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に株主登録されたこととなります。

③ 10株未満株主様が生じた想定される事象

当社は、昭和55年3月に設立され、平成3年4月30日に社団法人日本証券業協会へ店頭登録による株式公開(以下、「上場」といいます。)を果たしております。上場時より単元株式数は1,000株であり、上場後に初めて提出した有価証券報告書において、単元未満株式の記載ないため、単元未満株主様は存在しておりませんでした。以下は、平成3年10月1日(第13期)以降に10株未満株主様が生じた想定される事象です。10株未満株主様が生じた主たる要因はii.転換社債の発行と転換によるところが大きいと想定されますが、以下のi.乃至iii.が複合的な要因となって10株未満株主様が生じたものと考えられます。

i. 株式分割

当社は上場後、株式分割を2度行っております。

<上場後第1回株式分割>

平成3年9月9日開催の取締役会において、平成3年11月20日付をもって平成3年9月30日現在の株主様に対し、その保有株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割の決議をいたしました。

日付	増加株式数	発行済株式総数
平成3年9月30日 (株)	—	5,800,000
平成3年11月20日 (株)	580,000	6,380,000

平成3年9月30日時点では、単元未満株主様が存在していなかったことから、当該株式分割により単元未満株主様が生じることとなりました。

<上場後第2回株式分割>

平成4年9月9日開催の取締役会において、平成4年11月20日付をもって平成4年9月30日現在の株主様に対し、その保有株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割の決議をいたしました。

日付	増加株式数	発行済株式総数
平成4年9月30日 (株)	—	7,887,867
平成4年11月20日 (株)	788,786	8,676,653

平成4年9月30日時点では、下記ii. 転換社債の発行と転換の事由により単元未満株式(かつ10株未満株式)が発生しておりますが、転換社債の転換を除外して考えると、上場後第1回株式分割直前において1,000株を保有していた株主様は、上場後第2回株式分割により1,210株(=1,000株×1.1×1.1)を保有することとなります。

これらの株式分割前より単元株式を持っていた株主様は、上記2回の株式分割により10株未満の株が生じることはないものの、下記ii. 又はiii.との複合的な要因により10株未満株主様が生じるきっかけとなった可能性があります。

ii. 転換社債の発行と転換

当社は上場後、転換社債(新株予約権付社債)を3度発行しており、都度転換がなされております。これらの転換社債(新株予約権付社債)の発行は、いずれも資金調達を目的としたものであります。

名称	発行日	満期日	転換による増加株式数(株)
第1回スイス・フラン建転換社債	平成4年4月13日	平成8年9月30日	1,507,867
平成14年4月30日満期ユーロ円建転換社債	平成10年3月26日	平成14年4月30日	151,123,278
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成19年4月2日	平成20年4月1日	100,000,000

最後に発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては転換による単元未満株式は生じておりません。第1回スイス・フラン建転換社債及び平成14年4月30日満期ユーロ円建転換社債につきましては、転換で10株未満の株式が生じていることに加え、第1回スイス・フラン建転換社債に関しましては満期日までの間において上記i. 株式分割の上場後第2回株式分割が行われていることから、結果的に更に細分化が進みました。

また、これらの転換社債の引受人であったファンドが解散時に、出資者に対して金銭ではなく、転換後の当社株式をもって分配している可能性も考えられることから、当該分配時に10株未満を保有することとなる株主様が生じていることも考えられます。

iii. その他

これは一般的に想定される事象ですが、当社株式は上場以来、市場で取引をする場合には1,000株単位となっておりますので、市場外での取引において単元未満株式が生じていると思われます。想定事象といたしましては①相続、②担保権実行、③投資事業組合等いわゆるファンドの解散時の現引が挙げられます。

2. 株式の併合の方法

平成 23 年 2 月 28 日(月曜日)をもって、平成 23 年 2 月 25 日(金曜日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合します。ただし、本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条及び第 235 条に基づき、売却又は買取りを実施し、その代金に端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配します。

3. 株式の併合により減少する株式数

本株式併合前の当社発行済株式総数は平成 22 年 9 月 30 日現在の数値であり、本株式併合による減少株式数は、本株式併合により生じる端株及び当該発行済株式総数に株式の併合割合を乗算した理論値であります。なお、当社は新株予約権(ストック・オプション)を発行しているため、今後、その権利行使により発行済株式総数が変動する可能性があります。

株式の併合前の当社発行済株式総数 (A)	447,692,131 株
今回の株式の併合による減少株式数 (B)	402,922,926 株
株式の併合後の当社発行済株式総数 (A) - (B)	44,769,205 株
株式の併合後の発行可能株式総数	179,000,000 株

4. 株式の併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成 22 年 9 月 30 日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、当該総株主数 14,413 名のうち、保有株式数が 10 株未満の株主様 42 名(その所有株式数の合計は 45 株)が保有機会を失うこととなります。

なお、本株式併合と同時に併合比率に応じて単元株式数の変更を行うため、単元未満株式を保有の株主様の状況に変更は生じませんが、会社法第 192 条の定めにより、当社の単元未満株式を有する株主様は、当社株式取扱規則に定めるところにより、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。

総株主数及び当社発行済株式総数	総株主数 (割合)	当社発行済株式総数 (割合)
	14,413 名 (100.000%)	447,692,131 株 (100.000%)
10 株未満株主数	42 名 (0.291%)	45 株 (0.000%)
10 株以上株主数 (※1、2)	14,371 名 (99.709%)	447,692,086 株 (100.000%)

※1 10 株以上株主数には、10 株以上で 1 桁の株式を所有している株主様 8 名(その 1 桁の株式数合計 35 株)が含まれております。

※2 当社は自己株式 16,251 株を所有しております。なお、※1 の 8 名には含まれておりません。

5. 株式の併合の条件

平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 31 期定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少の件」及び「剰余金の処分の件」並びに「株式併合の件」が承認可決されることを条件としております。なお、これに併せて当社の定款に定める発行可能株式総数についても併合比率に応じて変更する予定であり、当該株主総会において「定款一部変更の件」の議案を付議のうえ、同時にその承認を得る予定です。

II. 単元株式数の変更

1. 単元株式数の変更の理由及び変更の内容

「I. 株式の併合」でご説明のとおり、平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 31 期定時株主総会において付議する「資本金及び資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分の件」の議案は、発行済株式総数が変動

しないものでありますが、手続きの性格としては、株主の皆様からお預かりした払込資本を減少させ、獲得利益のマイナスを一掃する手続きです。当該手続きを行うにあたり、配当を行いやすい環境を整える観点から、全国証券取引所などが主導となって進めている「売買単位の集約に向けた行動計画」で公表された売買単位の集約への動きを遵守することを前提に、流通株式数の適正化を図ることとし、株主の皆様への不利益を最小限に留め、かつ今後の株式管理コスト(証券代行手数料など)を鑑み、株式の併合の併合比率について10株につき1株の割合をもって株式の併合を行うことといたしました。単に株式の併合を行うだけでは、最低投資額が上がるのが想定されるだけでなく単元未満株式を保有することとなる株主様が増えることとなり、これに起因して株式管理コスト(証券代行手数料など)も増えてしまうことから、株主の皆様への不利益を最小限に留めるために同時に「単元株式数の変更」を行うこととした次第です。

つきましては、株式の併合の前提となっている当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを目的に当該第31期定時株主総会において「定款一部変更の件(※)」を付議し単元株式数の変更を行うことといたしました。

なお、全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」で公表された内容において、平成24年4月以降、全ての上場会社が100株単位とすることを最終的な目標としていることから、今般の当社の単元株式数の変更はその主旨に則するものであると認識しております。

※ 「定款一部変更の件」については、本日付で別途開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 単元株式数の変更の条件

平成22年12月22日開催予定の第31期定時株主総会に「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

3. 最近の投資単位の状況

直前事業年度の末日における最終価格をもとに算出した1売買当たりの価格	2,000円
直前事業年度における日々の最終価格をもとに算出した1売買当たりの価格	3,000円

※1 直前事業年度の末日における単元株式数は1,000株です。

※2 直前事業年度の末日は平成22年9月30日です。

Ⅲ. 株式の併合及び単元株式数の変更の日程

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成22年11月26日(金曜日) |
| (2) 株主総会決議日(予定) | 平成22年12月22日(水曜日) |
| (3) 株式併合公告日(電子公告)(予定) | 平成23年2月10日(木曜日) |
| (4) 株式併合基準日(予定) | 平成23年2月25日(金曜日)※ |
| (5) 株式併合の効力発生日(予定) | 平成23年2月28日(月曜日) |
| (6) 単元株式数の変更の効力発生日(予定) | 平成23年2月28日(月曜日) |

※ 会社法の規定より基準日となる平成23年2月27日(日曜日)は、株主名簿管理人の休業日であるため、実質は平成22年2月25日(金曜日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、本株式併合を行います。

(ご参考)

平成23年2月23日(水曜日)をもって大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

Ⅳ. 株式の併合を行った場合の株主様に対する当社の見解

今回の株式併合は、資本金及び資本準備金の額の減少及び過年度の欠損金填補と同時に行うものであり、実質的には株式数の減少を伴う減資を行うものです。株主の皆様からお預かりした払込資本を減少させることは

株主の皆様に対して誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げますとともに、当社としてもこのような事態は誠に遺憾ではありますが、これら全てを同時に行うことにより、当社の財務基盤が健全化されるとともに、業績回復後の配当も見据えた財務環境が整います。また、売買単位の集約への動きを遵守し、単元株式数の引き下げにより売買単位が変更され、市場における当社株式の流通などに与える影響を最小限に留めた形で株式併合が行われるため、投資環境も整備されることとなります。

上記のような経緯による株式併合でございますが、保有株式数が 10 株未満の株主様につきましては、株式の併合によりその保有機会を失うこととなりますことを深くお詫び申し上げます。また、株主様には、今般の株式の併合および単元株式数の変更の主旨を十分にご理解のうえご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上